

福島原発千葉訴訟第一陣控訴審

原告が希望の持てる判決を求める署名

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 白井幸夫 様

裁判官 中山典子 様

裁判官 澤村智子 様

<国と東京電力の責任を認め、原告が生活再建できる賠償を実現させてください>

2011年3月の東日本大震災に伴い、福島第一原発事故は大量の放射性物質を放出し甚大な被害を及ぼしました。千葉訴訟第一陣控訴審の原告らは突然襲い掛かった降り注ぐ放射性物質の恐怖から逃れるため必死の思いで千葉県に避難した方々です。原告らは国と東京電力に対し、原発事故の責任を明確にし、原告らが奪われた多大な損害の賠償という極く真つ当な権利の実現を求めています。

国は国策として原発は安全と標榜して稼働を推進してきました。国は2002年に地震調査研究推進本部の長期評価が出され、三陸沖から房総沖に大きな津波の危険を知りました。それにも拘らず規制権限を行使して東京電力に対策を取らせることを怠りました。電気を供給する公共性の高い企業であるはずの東電は対策を講じることなく漫然と福島第一原発を稼働していました。その結果起こった大事故です。

降り注いだ放射性物質は風景を一変させました。豊かな大地・水・空気は失われ、住居・産業・コミュニティなど様々なものが奪われました。

裁判官の皆様は被災地を見聞して受けた思いを判決に活かしてください。元に戻せないのであれば、賠償は生活再建できる希望の持てる判決を求めます。

氏名	住所

一次〆切は5月末、二次〆切は7月末、三次〆切は9月末とします。

千葉県原発訴訟原告と家族の会/原発被害救済千葉県弁護団

千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会

送り先；原発被害救済千葉県弁護団

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階

藤井・滝沢綜合法律事務所内

TEL. 043-222-1831

FAX. 043-222-1832